

中国からの研修生・実習生における国際労働移動の実態 および成否を規定する要因

磯田 朋子*・香月 保彦*

The Actual Conditions among the Trainee and Technical Intern from China to Japan and the Factors Affecting their Success or Failure.

Tomoko ISODA* and Yasuhiko KATSUKI*

In 1990, Japan opened a side-door to the international migration of low-skilled temporary workers. Subsequently, temporary migrants have increased in volume. They are considered trainees for the first year of their stay and only receive allowance. However, most of them actually do the same work as other workers. Many problems caused by this migration system have been reported.

In this article, we focus on temporary migrants from China. How did they live in China before migrations? Why they migrant to Japan? What factor affects success or failure in their migrations?

In 2010 and 2011, we carried out questionnaire surveys of 65 returnees from Japan. Results indicate that four migrants in five were female, 40 percent were married and one half had children. More than four respondents in five migrated because they desired to earn income, 38.5 percent migrated because they want to learn technical skills, 24.6 percent migrated because they want to see Japan. Most migrants are positive in their overall assessment of the impact of migration. Earnings and pre-departure costs are important factors affecting success or failure in their migrations. Results indicate that migrants who had children are more positive than the other in their overall assessment. Household in China is also important factor affecting migration.

Key Words (キーワード) :

Labor migration (労働移動), Trainee (研修生), Technical Intern (技能実習生), Cost (費用), Earnings (持ち帰った金額), Success or Failure (成否)

I. はじめに

1. 制度の沿革

「外国人研修・技能実習制度」は、高度経済成長期に、海外進出をした企業が、現地作用の職員の技術向上のため、日本に呼び寄せて教育したことがはじまりとされる。発展途上国への技術移転という形の国際貢献、国際協力の一環として創設された制度である。この趣旨にそって、1981年にまず、出入国管理法（1982年より出入国管理

及び難民認定法:以後入管法と表記）が改正され、「留学生」の一形態として研修生を受け入れる。この時点で、「研修生」は労働者ではないという位置づけは明らかである。1989年の入管法改正の際に、「研修」という在留資格が独立して設定された。この時、研修は「技能または知識を修得する活動」と定義され、留学生等と同じく「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」をしてはならないとされ、重ねて労働者ではない旨の規定がなされた。

* 広島文化学園大学 社会情報学部 (Faculty of Social Information Science, Hiroshima Bunka Gakuen University)

日本では外国人労働者は「専門的・技術的分野」に限定され、「単純労働」では受け入れていない。しかし、低賃金で働いてくれる労働者を確保したいという産業界の「本音」に応じて、1993年に研修により一定水準以上の技術等を習得した外国人について、研修終了後、研修を受けた機関（企業等）と同じ機関において、再雇用契約を結び、さらに技術を実践的に習得できる「技能実習制度」が創設されることとなった。

1991年、法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の五省は、共同主管で財団法人（2012年4月より公益財団法人）国際研修協力機構（JITCO）を設立、技能実習生・研修生の受入れ期間、送り出し機関、技能実習生、研修生を支援することとした。

2010年7月1日には入管法が改正され、生産活動などの実務を伴う技能習得活動は技能実習制度に一本化された。

ただし、在留資格としての「研修」は廃止されず、座学など実務が伴わない形での技能習得のみが認められる資格として存続する。

2. 研究の背景

この制度は、当初から、国際貢献という建前と安い労働力の確保という本音の二重構造が存在したが、受け入れ側でも、送り出し側でも、これを本来の「研修」ではなく「出稼ぎ」と位置付ける。

しかしながら、1年目の研修生は、就労ではないという位置づけのため、労働基準の適用もなく、その待遇が問題となった^{1,2}。様々な違法状態が横行して、労使の衝突からいくつかの事件も起きている。

3. 研究の目的

以上のような経緯から、中国からの日本への「研修生・実習生」については一部の事例がセンセーショナルに報道されたことで注目を集めたが、中国調査の困難さを反映してか、客観的・学術的なデータは少なく、なお実態は明らかになってはいない。

本研究は、中国から日本への「研修生・実習生」に着目し、国際労働移動の成否を規定する要因をみていく。

まずは日本への「研修生・実習生」を対象に調査を実施し、その実態を把握したい。その上で成否を規定する要因として、金銭的なコストと稼得金額、および家族関係への影響などをみていく。

II. 調査の概要

1. 調査方法

量的調査（自計式質問紙法＋他計式質問紙法）と質的調査（半構造的なインタビュー）を併用して、対象者の生活実態、労働移動の影響等について調査を行った。本論文では、主として自計式質問紙法でとったデータをもとに量的分析を行う。

2. 調査対象者

調査対象は、日本への「研修生・実習生」の経験者である。日本にきている、現在研修中、実習中の研修生・実習生を対象とするアイデアもなかったわけではない。しかし、一部ながら、日本人との接触をきらい受け入れ先があるという報告もあり、日本人と接触したという理由で虐待される恐れもあるということで、日本での接触を避け、すでに研修・実習をおえて帰国した経験者を対象とすることにした。

この対象者の選定には大いに苦慮した。地域や業種を限定するとしても、極力その限りでのランダムサンプリングを確保したいと考えたが、研修生・実習生の送り出し機関は、いずれもそれによって利益を得ており、この調査が研修生・実習生の問題を明らかにすることによって、制度そのものがなくなるなどの影響を恐れ、協力はなかなか得られなかった。

さらに、協力の意思をとりつけたとしても、帰国者のリストはない、あるいは、不完全で、そこからのサンプリングは不可能か、できても大きな歪みのあるサンプルしか入手できない。

そんな中で、中国東北部の2地点で、送り出し

機関の協力を得られることとなり、ようやく調査にこぎつけた。

この二つの機関にしても、全帰国者の名簿を入手するということはできなかったが、基礎データがほとんどない現状を考えるなら、まずはここから着手すべきであろうと考え、入手できた名簿の全数に送付する形で実施したものである。

得られたデータは65ケースである。

3. 調査地点：送り出し機関の場所

調査地点は、対象者の居住地という観点からは、中国東北地方の広範に及ぶが、送り出し機関の所在地という点では2市になる。

表1 調査地点

	度数	%
D市	30	46.2
E市	35	53.8
合計	65	100

D市は、その省の省都につぐ大都市で人口は約600万人。沿岸部で日本との交流も盛んである。

E市は人口約50万人の都市である。人口の割には都会度も高く、海外での就労経験のあるものの比率も高い。

4. 対象者の属性

1) 性別

まず、対象者の性別は表1のとおりである。

全サンプルの53.8%にあたる35名がE市の送り出し機関からのデータで、この受け入れ先は農業協同組合（事実上は農家）であり、女性という指定があるため、79.7%を女性が占めるデータとなったものである。

表2 性別

	度数	%
男性	13	20.3
女性	51	79.7
合計	64	100.0

国際研修協力機構による「帰国予定（6ヶ月以内）技能実習生による技能実習評価の調査結果報告 2011」³の結果と比較すれば、女性の比率が高いデータである。

2) 調査対象者の年齢

年齢は24歳から39歳まで、平均は30.6歳である。

3) 調査対象者の民族

4名6%が満族であるが、残る61名93.8%は漢民族である。

対象地域には、朝鮮族の自治区も含まれ、朝鮮族も多く居住している。朝鮮族には、韓国への労働移動が比較的容易であるため、日本の研修生・実習生の「出稼ぎ」としての魅力は少ないものと思われる。

4) 居住地の種類と戸籍

表3 戸籍

	度数	%
農村戸籍	58	89.2
城鎮戸籍	5	7.7
不明	2	3.1
合計	65	100.0

89.2%が農村戸籍をもつ。農業研修生が半数を超えていることの影響を差し引いても、農村戸籍の比率が高いことがわかる。

調査地点はともに都市であるが、現在の居住地をみると、半数が農村である。

表4 居住地

	度数	%
都市	15	23.1
郷鎮	16	24.6
農村	34	52.3
合計	65	100.0

出身地で見るとさらに農村比率が高く、都市の出身者は極めて少数である。農村部出身者が多いことは、研修制度が「出稼ぎ」と位置付けられる要因の一つでもある。

表5 出身地

	度数	%
都市	3	4.6
郷鎮	8	12.3
郊区	2	3.1
農村	51	78.5
無回答	1	1.5
合計	65	100.0

5) 調査対象者の学歴

表6 学歴

	度数	%
小学校	1	1.5
中学校	43	66.2
職業高校	6	9.2
普通高校	6	9.2
専門学校	6	9.2
技術学校	3	4.6
合計	65	100.0

出国時の学歴をみると、中学校が最も多く、全体の約2/3を占める。

なお、専門学校の6名のうち1名は、帰国後3年制の大学に進学している。

5. 家族的背景

1) 婚姻状況

未婚が過半数であるが、むしろ既婚者が40%ある点に注目したい。40%は配偶者や子どもを本国において、最短で8か月、最長3年、国外に出ていることになる。

表7 婚姻状況

	度数	%
未婚	35	53.8
既婚	26	40.0
死別	1	1.5
離婚	2	3.1
無回答	1	1.5
合計	65	100.0

2) 子どもの年齢

表8 末子の年齢

	度数	%
4歳以下	6	18.8
5歳～6歳	10	31.3
7歳～9歳	8	25.0
10歳以上	8	25.0
合計	32	100.0

子どもがいるのは全体の約半数の32名であるが、そのさらに半数は6歳未満の未就学児である。

中国では、国内の労働移動においても、夫婦で都市に移動し、子どもは祖父母のもとに残すというケースが少なくない^{4,5}。

小さな子どもを置いて国外に出ることに対する抵抗よりは、子どものためにも経済的なゆとりがほしいという感情が優先されている。

III. 研修・実習の実態

1. 研修の目的

表9 研修・実習の目的

	度数	% (応答数)	% (ケース)
借金返済	9	5.5%	13.8%
家族の教育費	14	8.6%	21.5%
家購入	21	12.9%	32.3%
家族の生活費補助	27	16.6%	41.5%
医療費	1	.6%	1.5%
親族の生活費補助	3	1.8%	4.6%
自分の教育のため	1	.6%	1.5%
その他金銭的理由	15	9.2%	23.1%
外国に行ってみたい	11	6.7%	16.9%
日本が見てみたい	17	10.4%	26.2%
技術を学びたい	25	15.3%	38.5%
日本語を学びたい	16	9.8%	24.6%
その他	3	1.8%	4.6%
合計	163	100.0%	250.8%

1

1 複数回答のため度数の合計はケース数を超える

研修に参加した目的として、約4割が家族の生活費の補助をあげている。合計で54名(83.1%)が家の購入、家族の教育費、等々の金銭的理由および用途を特に定めない金銭的理由を挙げており、主として金銭的理由で選択されたことがわかる。一方、技術を学びたかったという研修生も25名(38.5%)あり、その他を合わせて金銭面以外の経験をあげたものが35名(53.8%)ある。

研修生が実質出稼ぎとみられていることを考えるなら、本来的な研修として参加している研修生の割合は十分に高い。

Danièle Bélanger らが、ベトナムで実施した調査においても、他の国への労働移動者に比べて、日本への移動者が「世界をみてみたい」「技術を学びたい」を選ぶ比率が高く、これは、対日本への労働移動の一つの特徴であることが考えられる。¹

2. 研修・実習期間

今回の調査については約半数がE市での調査データであり、これは基本的に1年未満の農業研修である。受け入れ先が日本の北部であるため、冬季は仕事がなく、研修期間は実質8ヶ月となっている。残る半数のうち大半は期間3年の実習となっている。実習については最長3年となっているが、1年、2年で終わることは少なく、3年の派遣となることが多い。

実質8ヶ月となっている農業研修の受け入れ先からは、次年度も同じ人を送ってほしいという要望があるという。制度上それは許可されないが、慣れたところで帰国、また新しい人が来るという状況は、受け入れ先にとっては効率が悪いということに加え、農家という小さな単位で対応するため、家族的な交流が生まれ、再来日を期待する声もある。疑似家族的な対応には、労使間の対立関係を曖昧にする要素も否定できないが⁷、今回の

調査対象者においては、よい経験として農家との交流をあげるケースが見られた。

表10 研修・実習期間

	度数	%
0年*	29	45.3
1年	6	9.4
2年	1	1.6
3年	28	43.8
合計	64	100.0

* 1年に満たない

3. 費用

費用の総合計は 最1,600元から65,000元と開きがあり、研修先や送り出し業者によって、費用はかなり異なるものと思われる。本調査における最頻値は18,000元(15名(25.4%)),約半数(55.4%)は30,000元未満ある。これは、他の調査と比較すると、かなり低い金額である。半数強が研修期間1年に満たない研修生であったことの影響もあり、送り出し業者が特定されているためでもある。一般にはもっと高額な費用を要すると考えるべきであろう。

本調査においても、50,000元以上が5名(7.7%)ある。最大値の65,000元は、日本円に換算して100万円近い高額²であり、中国のサラリーマンの平均年収(国家统计局の統計データによると、2011年全国都市住民の平均の総収入は23,979元)の2倍にも及ぶ金額である。

表11 総費用

	度数	%
20000元未満	26	40.0
20000～30000元	10	15.4
30000～40000元	8	12.3
40000～50000元	16	24.6
50000元以上	5	7.7
合計	65	100.0

¹ Danièle Bélanger らの調査において「世界をみてみたい」と答えた回答者の83%は日本への労働移動者である⁶

² 調査を実施した2011年12月のレートは1人民元 = 12.125000円 このレートで計算すれば788,125円

さらに、70.8%は保証人が必要だったと答えており、10名（15.4%）は、その保証人にお金を払う必要があったと答えている。

公務員の保証人を求められることもあり、親戚や友人にいなければ、つてを辿って間接的な知人に依頼することとなり、その場合は金銭の授受をとまうことも多い。

表12 保証人

	度数	%
必要	46	70.8
不必要	16	24.6
無回答	3	4.6
合計	65	100.0

4. 報酬と貯金

以上のような費用をかけて研修に参加する研修生の報酬はどのようになっているか、報酬の金額をみていく。

1) 基本給

研修生は労働者の範疇外とされるため、最低賃金法の適用をうけない。彼らの基本給の最低は60,000円。これは、8時間×5日×4週間=160時間として計算すれば、時給375円となり、きわめて低い。

2年目以降、実習生となつてからは研修手当は給与となり金額もあがる。3年目には8万円が33.3%、9万円が29.2%、となるが、それでも平均は3年目で85,041円、10万円以上は1割に満たない。

2) 残業手当

1年目では8,000円～20,000円、2年目は10,000円～40,000円、3年目では20,000円～60,000円となる。最頻値は1年目で20,000円、2年目、3年目は40,000円となる。

3) 手取り

1年目は60,400円～100,000円とかなり低い。2年目から若干上昇するが、は10,000円～130,000円、3年目では80,000円～160,000円となる。

表13 報酬

	最小値	最大値	平均値
基本給（1年目平均）	60000	70000	61000.0
残業手当（1年目平均）	8000	20000	16250.0
手取り（1年目平均）	60400	100000	76520.0
基本給（2年目平均）	60000	141000	78640.0
残業手当（2年目平均）	10000	40000	27500.0
手取り（2年目平均）	10000	130000	88100.0
基本給（3年目平均）	60000	141000	85041.7
残業手当（3年目平均）	20000	60000	39062.5
手取り（3年目平均）	80000	160000	115526.3
残業手当（最高）	20000	140000	63684.2
残業手当（最低）	5000	30000	12500.0

4) 貯金

研修生・実習生の貯金には、いわゆる「強制貯金」が含まれる。給料の額は示されるが（示されないケースもある）、それは彼らに渡されず、受け入れ先の方で、貯金にしておくというものである。貯金は最終的には、当人の手にわたり、管理をしてもらってありがたいと感じられているケースも少なくないが、貯金の管理を受け入れ先側で行うことによって、逃亡を防ぐ効果をもつ。

同様にパスポートも受け入れ期間が預かるケースがあった。受け入れ期間が預かるのは人権に関わる問題として取り上げられ、現在ではほとんど個人が自分で管理しているが、パスポートを受け入れ期間が預かるケースにおいても、パスポートも接収されたというよりは預かってもらったと捉えられているケースが多かった。

5) 送金および持ち帰ったお金

表14 持ち帰った金額

	度数	%
100万円以下	14	36.8
～200万円	9	23.7
～300万円	6	15.8
～400万円	7	18.4
400万円以上	2	5.3
合計	38	100.0

日本での収入の多くは、途中送金でなく、帰国

の際に持ち帰られている。その背景には、増田⁹が指摘するような海外送金問題があるほか、強制貯金（本人たちは預かってもらったと表現するケースを含めて）の形をとるため、途中送金の形はとりにくいということもある。

その金額は12万円から400万円まで大きく開くが、100万円ちょうどという回答8名を含めて、50万円から100万円といったところが多く、100万円以下が36.8%である。

当然のことながら、この金額は研修・実習の期間に応じるもので、3年の実習で100万円以下のものはなく、逆に1年で200万円以上の金額を持ち帰ったものもない。

5. 成否

研修・実習の成否について尋ねた。様々な角度から評価してもらったが、端的に成功か否かと尋ねたところ、成功、どちらかと言えば成功を含めると、93.7%が成功と答えている。失敗と答えたものはいなかった。

表 15 成否

	度数	%
成功	24	38.1
どちらかと言えば成功	35	55.6
どちらとも言えない	4	6.3
合計	63	100.0

また、家族や友人が日本で働きたいと言ったら勧めるかとの問いには65名中1名をのぞく64名が勧めると答えている。

もちろん、ランダムサンプリングでないことを考慮すべきで、この数値をそのまま一般化することはできない。

問題を抱えたケースにはコンタクトが困難で、結果的にコンタクトできる研修生・実習生の経験者は、成功例に傾くこととなる。

しかし、そのサンプルバイヤスを考慮しても、この結果は、成功比率が高いと評価できよう。

不法滞在や強制帰国を経験したケースにも接触したが、彼らの中にも「成功」と答えるものの比

率が高かった。

IV. 成否の要因

クロス分析により、成否の要因をみていく。前項でみたように、成功と答えた比率が高いので、「どちらかと言えば成功」と、「どちらとも言えない」を一つのグループに recode して、諸要因との関連をみていく。

1. 属性との関係

1) 性別、年齢

性別との関係は全くみられない。

そのほか民族、年齢等の項目との関係は見られない。

表 16 性別と成否

	性別		合計
	男性	女性	
成功度 高	5 20.8%	19 79.2%	24 100.0%
成功度 低	8 21.1%	30 78.9%	38 100.0%
合計	13 21.0%	49 79.0%	62 100.0%

2) 家族

表 17 子どもの有無と成否

	子どもの有無		合計
	いる	いない	
成功度 高	16 66.7%	8 33.3%	24 100.0%
成功度 低	14 37.8%	23 62.2%	37 100.0%
合計	30 49.2%	31 50.8%	61 100.0%

核家族よりは拡大家族のほうが、未婚者よりは既婚者の方が成功と答える比率が高く、子どもがいる方が、子どものいないものより成功と答える比率が高い。

子どもを含めた留守家族がある方が、成功と評価する比率が高いという結果であった。

子ども、それも末子の年齢が成功評価にかかわらないことにはいくつかの要因が考えられる。

まず、拡大家族で、祖父母による育児が期待できることをあげることができる。日本への「研修、実習」に限らず、国内の労働移動に際しても、祖父母が子どもを預かって、若い夫婦が省の内外の都会に働きに行くというのは珍しくなく、保育所に預けるのには抵抗があっても、祖父母であれば問題はない、という意識があって、罪障感や不安なしに、子どもを預けてでることができるのである。ただし、1年（実質8か月）の農業研修の参加者のうち、子どもが小さい女性には、「8か月だから参加できた」とのべたものもあった。長い期間であれば、子どもによく影響があると考えてのことである。

次に、また、金銭目的といっても多くは家族のためであり、その目的意識が、日本での研修の意味を明快にし、お金を持ち帰ったことでこれを成功と評価できるということが考えられる。そのため、若く、未婚でその後のステップアップにと期待して実習に参加したものには、明快に「成功」と言い切れない要素が残ったのかもしれない。

2. 費用および持ち帰った金額との関係

1) コストと成功

渡航に際して送り出し業者を支払った費用と成功／不成功の評価の関係をみていく。

総費用でみると、高い費用を支払ったグループでは成功と答える比率が低いことがわかる。

高い費用はそれだけ、成果に対しても高い要求水準を設定させるということが考えられる。

しかし、費用は研修・実習の年数と相関しており、今回の調査では、D市調査は3年のケース、E市調査は1年未満のケースがほとんどであることから、これはまたグループの違いでもあることから、年数や地域の変数が影響していることも否めず、費用が成否を規定するとは言いきれない。

表 18 総費用と成否

	総費用			合計
	20000元未満	20000から40000元	40000元以上	
成功度高	15 62.5%	4 16.7%	5 20.8%	24 100.0%
成功度低	9 23.1%	14 35.9%	16 41.0%	39 100.0%
	24 38.1%	18 28.6%	21 33.3%	63 100.0%

Chi=23.110 sig. =0.007

加えて、費用そのものが規定する要素に加えて、送り出し業者によって費用が異なることから、送り出し業者の対応、それをうけて、受け入れ業者の対応、業務や日本での生活の全般と費用が連関している可能性を考えておく必要がある。その意味では、費用の安い業者が良心的で、金銭面以外での対応においても、研修生・実習生の成功に寄与した可能性がある。

2) 持ち帰った金額と成功

多くが金銭目的で参加しているが、持ち帰った金額と、成功／不成功の評価の関係はどうであろうか。持ち帰った金額を見ると100万円未満の成功／不成功はほぼ期待値どおり、100万～300万では成功と答えたものが多く、300万円以上では、ひとりのをぞいて、「どちらかと言えば成功」あるいは「どちらとも言えない」と答えている。

表 19 持ち帰った金額と成否

	持ち帰った金額			合計
	100万円未満	100万円～300万円	300万円以上	
成功度高	4 30.8%	8 61.5%	1 7.7%	13 100.0%
成功度低	10 40.0%	7 28.0%	8 32.0%	25 100.0%
合計	14 36.8%	15 39.5%	9 23.7%	38 100.0%

Chi=4.769 sig. =0.092

中程度だと成功と答える比率が高く、高額になるとその比率が低いという結果である。費用と同じく、背後にいくつかの変数の影響が考えられる

が、少なくとも、持ち帰った金額が成功／不成功を直線的に規定しているのではないと言える。

V. まとめ

本調査は2010年から2011年にかけて実施されたものであり、対象者はその時点で帰国している研修生・実習生、すなわち基本的に旧制度のもとの研修・実習に従事したものであるが、「外国人研修・技能実習制度」は、この研究がはじまった2010年7月1日に改正が施行された。主な改正点は

- ・在留資格「技能実習」の創設
- ・研修生は入国後2ヶ月間の講習を受講
(母国での講習期間により、入国後の講習を1ヶ月まで短縮可能)
- ・講習修了後は、企業との雇用契約に基づく技能修得活動に従事可能。
(最低賃金等の労働法令が適用される)
- ・入国後2年目以降は1年目に修得した技能を要する業務に従事可能。
- ・期間は、講習及びその後の活動を合わせて最長3年間。
- ・受け入れ団体の企業に対する指導・監督・支援の強化。
- ・不正行為を行った企業の受け入れ禁止期間を従来の3年から5年に延長。

以上7点である。

この改正の背景には、愛媛県のタオル業者が、不払いを隠ぺいするため、中国につれて行って、彼らを置きざりにした事件が大きく報道されるなど、研修生・実習生問題の社会問題化がある。

一方で、本調査では、対象者は同じく時給に換算すれば300円程度の低賃金での労働に従事しながらも、この研修・実習を「成功」と評価する声が高く、インタビューの際には、「もう一度行けるよう制度を改正してほしい」「そのように政府に働きかけてほしい」という声をよく聞いた。

本調査はそうした実態のごく一部を描いたにすぎず、一般化して、仮説検証的な結論を導き出す

ことはできない。

ランダムサンプリングによる偏りのないデータをもとに、客観的な分析がなされるような調査が待たれるところであるが、多様な出自、多様な目的、多種にわたる業種・職種、送り出しも受け入れも、様々な業者がこれを担うという多様性の高い事象に対して、その中の一つのセクターについての基礎データを提供できたことには一定の意義があるだろう。

インタビュー部分を含めて今回の調査の分析を進め、さらに詳細に実態を描いていきたい。

謝 辞

本研究は科研費 22402037 の助成を受けたものです。

参考文献

- 1) 外国人研修生問題ネットワーク 2006年『外国人研修生 時給300円の労働者 壊れる人権と労働基準』, 明石書店
- 2) 外国人研修生問題ネットワーク 2006年『外国人研修生 時給300円の労働者2 使い捨てを許さない社会へ』, 明石書店
- 3) 公益財団法人 国際研修協力機構編「2011年度帰国予定(6ヶ月以内)技能実習生による技能実習評価調査結果報告」
- 4) 宮坂靖子, 2007年「中国の育児」落合恵美子, 山根真理, 宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』勁草書房, 100-120
- 5) 首藤明和「漢人家族の代替機能と老親扶養—女性の「社会圈子」に着目して」首藤明和, 落合恵美子, 小林一穂編著『日中社会学叢書 グローバリゼーションと東アジア社会の新構想4 分岐する現代家族』明石書店, 152-182
- 6) Danièle Bélanger, Le Bach Dung, Tran Giang Linh and Khuat Thu Hong in collaboration with Nguyen Thi Van Anh and Hammoud, 2010, International labour Migration from Vietnam to Asian

Countries,2000-2009:Process , Experienses and Impact

- 7) 上林千恵子「外国人労働者の権利と労働問題 労働者受け入れとしての技能実習生制度」宮島喬, 吉村真子 編著『移民・マイノリティと変容する社会』法政大学出版局 17-46
- 8) 公益財団法人 連合総合生活開発研究所, 2012年「経済危機化の外国人労働者に関する調査報告書—日系ブラジル人, 外国人研修・技能実習生を中心に—」
- 9) 増田正人, 2012年「在日外国人労働者の海外送金の現状と課題—高額送金手数料の是正問題を中心に」, 宮島喬, 吉村真子 編著『移民・マイノリティと変容する社会』法政大学出版局 71-96